

白浜町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年3月14日

白浜町要綱第8号

改正 平成30年7月31日白浜町要綱第26号

令和元年9月27日白浜町要綱第36号

令和6年3月28日白浜町要綱第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「実施指針」という。）の規定及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）（以下「ガイドライン」という。）並びに地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「厚労省局長通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、町が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、省令第140条の62の4に規定する者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱で使用する用語は、法、政令、省令、ガイドライン、厚労省局長通知で使用する用語の例による。

(事業内容)

第4条 町長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 居宅要支援被保険者等に対し実施する次の介護予防・生活支援サービス事業

ア 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準により実施するサービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービス。以下「予防相当訪問型サービス」という。）

イ 省令第140条の63の6第1号イの規定に基づき、旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護若しくは指定介護予防支援等基準に規定する介護予防支援に係る基準の例により、実施する通所型サービス事業（以下「予防相当通所型サービス」という。）

ウ 省令第140条の63の6第2号の規定に基づき、町長が別に定める基準によ

り、町又は町が委託した事業所等の保健師、理学療法士、作業療法士、栄養士等が実施する3か月間から6か月間までの短期間で行う短期集中通所型サービス事業

エ 法第115条の45第1項第1号ニの規定に基づき、介護予防を目的として、省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）として省令第140条の63の6第1号の規定に基づき、旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護若しくは指定介護予防支援等基準に規定する介護予防支援に係る基準の例により、実施する介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）

オ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業

(2) 第1号被保険者の全ての方及びその支援のための活動に関わる方等を対象に実施する次の一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(事業の実施方法)

第5条 前条の規定にかかわらず、町長は、介護予防・生活支援サービス事業のうち前条第1項第1号アに規定する予防相当訪問型サービス並びにイに規定する予防相当通所型サービスについては、法第115条の45の3第1項の規定に基づき、田辺市長が指定する者に行わせるものとする。

2 町長は、前項に規定する事業以外の事業について法第115条の47第4項の規定に基づき、省令第140条の69に定める基準に適合し、良好な業務遂行能力を有すると認められる者（居宅要支援被保険者等に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、同条第1項で定める者）に対し、当該事業に係る業務の全部又は一部を委託することができる。

(事業者の指定)

第6条 前条第1項の事業者の指定に関し、必要な事項は、田辺市長が別に定める。

(指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額)

第7条 総合事業を指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額は、町長が別に定める区分及びサービスの種類ごとに、別に定める単位数に10円を乗じて算定するものとする。

(対象者)

第8条 第4条第1項第1号に規定する介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、居宅要支援被保険者等とする。

2 一般介護予防事業の対象者は、法第9条第1号に規定する介護保険の第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(基本チェックリストの実施等)

第9条 町長は、第4条第1項第1号に規定する介護予防・生活支援サービス事業を受けようとする者に対して、省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（平成27年厚生労働省告示第197号。以下「基本チェックリスト」という。）に定める基本チェックリストを実施し、同告示様式第2に掲げるいずれかの基準（以下「基準」という。）に該当するか否かについて判定するものとする。

2 前項の基本チェックリストにより、当該基準に該当した者（省令第140条の62の4第2項に規定する者。以下「事業対象者」という。）が、介護予防ケアマネジメントを受けようとする場合は、介護予防サービス・支援計画作成依頼（変更）届出書により、町長に届出なければならない。

3 前項の届出は、事業対象者に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業又は介護予防サービス・支援計画の作成を行う地域包括支援センター等が行うことができる。

4 町長は、前項の届出を行った者のうち、事業対象者に対し、当該者が事業対象である旨及び基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを送付するものとする。

(事業対象者である旨の証明)

第10条 町長は、前条第2項の規定により届出書の提出があったときは、当該事業対象者を受給者台帳に登録し、被保険者証に必要事項を記載するものとする。

(事業対象者としての期間の終了)

第11条 町長は、事業対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該事業対象者の被保険者証から前条に掲げる事項を削除し、これを送付するものとする。

- (1) 要介護又は要支援認定されたとき。
- (2) 本人から第4条第1号の事業を利用しない旨の申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業対象者に該当しない事由が発生したとき。

(支給限度額)

第12条 居宅要支援被保険者等は、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス及び第5条第1項に規定する指定第1号事業（第4条第1項第1号ウに規定する第1号介護予防支援サービスを除く。）の利用により算定される費用の合計が、次に掲げる区分に応じた支給限度額に至るまでサービスを受けることができる。

- (1) 事業対象者 50,320円
- (2) 要支援1 50,320円
- (3) 要支援2 105,310円

2 前項の規定に係わらず、事業対象者が退院直後等により、自立支援のために短期的に集中したサービス利用が必要であると町長が判断した場合については、事業対象者の支給限度額を前項第3号に掲げる支給限度額相当とすることができる。

(費用負担)

第13条 指定第1号事業が実施するサービスに係る利用者負担額は、町長が別に定める単位に10円を乗じた費用の100分の10(法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあつては100分の20、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の30)に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、短期集中通所型サービス及び第一号介護予防支援事業に係る利用者負担額は無料とする。

3 前2項以外の事業に係る利用者負担額は、町長が別に定める。

(指定事業者が行う事業に関する基準)

第14条 訪問介護員等によるサービスは、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号又は第4条第3号の規定により、なおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下、この項及び次項において「旧指定介護予防サービス等基準」という。)に定める基準のうち、旧介護予防訪問介護に係る基準に従って行わなければならない。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 通所介護事業者の従業者によるサービスは、旧指定介護予防サービス等基準に定める基準のうち、旧介護予防通所介護に係る基準に従って行わなければならない。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(本町の区域外の事業所に係る特例)

第15条 第6条、第7条及び前条の規定にかかわらず、本町の区域外にある事業所(町長が行った指定事業者の指定に係るものに限る。)において指定事業者が行う事業に要する費用の額、当該指定事業者が行う事業に係る第1号事業支給費の額及び当該指定事業者が行う事業に関する基準は、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の長が定めるところによるものとする。

(事業対象者に対し実施する事業の支給費に係る支給限度額)

第16条 事業対象者に対し実施する指定第1号事業の支給費の支給限度額は、第12条で規定する区分支給限度基準額の100分の90に相当する額を超えることができない。

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合には、前項中「100分の90」を「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する同条第1項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項の規定を適用する場合には、同条第1項中「100分の90」を「100分の70」とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第17条 居宅要支援被保険者等が第12条に規定する利用者負担額が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額介護予防サービス費等相当事業支給費」という。）を支給する。

2 高額介護予防サービス費等相当事業支給費は、同一の世帯に属する要介護被保険者及び居宅要支援被保険者等が同一の月に受けた介護サービス、介護予防サービス及び指定第1号事業利用者負担額の合計額（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額。以下「高額介護予防サービス費等相当事業利用者負担世帯合算額」という。）が、政令第29条の2の2第2項から第9項までの例による被保険者の区分に応じた額（以下「高額介護予防サービス費等相当事業算定基準額」という。）を超える場合に、当該月に指定第1号事業を受けた居宅要支援被保険者等に支給するものとする。

3 高額介護予防サービス費等相当事業支給費の額は、高額介護予防サービス費等相当事業利用者負担世帯合算額から、高額介護予防サービス費等相当事業算定基準額を控除して得た額に、第1号事業被保険者按分率（当該居宅要支援被保険者等が当該月に受けた指定第1号事業に係る利用者負担額（以下「指定第1号事業利用者負担額」という。）を同一の世帯における指定第1号事業利用者負担額の合計額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

4 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、政令第29条の2の2の例による。

5 第1項の規定に係わらず、法第66条第1項、第67条第1項、第68条第1項、第69条第1項のいずれかの要件に該当する場合は、高額介護予防サービス費等相当事業支給費を支給しない。

（高額医療合算介護予防サービス費相当事業支給費）

第18条 居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業の利用者負担額（前条第1項の高額介護予防サービス費等相当事業支給費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者等に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）、その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として政令第22条の3第1項で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業支給費」という。）を支給することができる。

2 前項の高額医療合算介護予防サービス費相当事業支給費の算定対象となる事業は、指定第1号事業とする。

3 高額医療合算介護予防サービス費相当事業支給費は、政令第22条の3第2項に規定する医療合算利用者負担世帯合算額（高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び当該計算期間（政令第22条の3第2項第1号に規定する期間をいう。）における指定第

1号事業利用者負担額（高額介護予防サービス費等相当事業支給費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）を合算した額（以下「医療合算第1号事業利用者負担世帯合算額」という。）から、政令第22条の3第6項に規定する医療合算算定基準額に、平成20年厚生労働省告示第225号に定める支給基準額を加えた額を超える場合に、指定第1号事業を受けた居宅要支援被保険者等に支給するものとする。ただし、政令第22条の3第1号から第6号までに掲げる額を合算した額又は第7号に掲げる額が零であるときは、この限りでない。

4 高額医療合算介護予防サービス費相当事業支給費の算定方法は、政令第22条の3第2項から第7項までの例によるものとする。

5 第17条第5項の規定は、高額医療合算介護予防サービス費相当事業支給費について準用する。

（保険料滞納者に係る支払方法の変更）

第19条 町長は、保険料を滞納している事業対象者が、当該保険料の納付期限から1年が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき省令第30条に規定する特別の事情（以下、この条及び次条において「特別の事情」という。）があると認める場合を除き、法第115条の45の3第3項の規定を適用しないことができる。

（保険給付の支払の一時差止）

第20条 町長は、総合事業による給付を受けることができる事業対象者が、保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納付期限から1年6ヶ月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の全部又は一部の支払を差し止めることができる。

（給付制限）

第21条 町長は、事業対象者について保険料徴収権消滅期間があるときは、法第69条の例により、第1号事業支給費の給付を制限することができる。

2 町長は、総合事業による給付を受けることができる事業対象者が、法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けている場合において、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額の減額期間が経過するまでの間に利用した指定事業者による総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）に係る第1号事業支給費について、第15条の規定を適用するときは、同条第2項の規定にかかわらず、同条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

（報告及び調査）

第22条 町長は、総合事業を実施するに当たっては、適正かつ積極的な運営を確保するため、必要に応じて、法第115条の45の7の規定に基づき指定事業者に対する報告の徴取、立入調査等を行うほか、委託契約に基づき受注者に対する事業の実施状況に関する報告の徴取、当該報告に関する調査等を行うものとする。

（苦情処理）

第23条 町長は、利用者及びその家族からの総合事業に関する苦情に迅速かつ適切に対

応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 町長は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第13条及び第16条の規定は、この要綱の施行の日以降に居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第12条の規定は、この要綱の施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。